

事業再評価調書

事業名		正蓮寺川歩行者専用道
担当		建設局 道路部 街路課 (連絡先：06-6615-6755)
1 再評価理由		国庫補助事業を除く事業で事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの
2 事業概要	①所在地	此花区島屋1丁目～福島区大開4丁目
	②事業目的	本路線は、河川環境整備・自動車専用道整備に併せて、正蓮寺川を全面蓋掛けし、上面を有効利用するため、正蓮寺川公園と一体的に正蓮寺川歩行者専用道の整備を実施するものである。 本路線の整備により、正蓮寺川周辺の区役所や図書館等の公共施設、近隣の商店街、阪神なんば線各駅との間の歩行者ネットワークの基軸を形成する。更に、広域避難場所に位置付けられている高見地区へのアクセスルートとなり、周辺市街地の防災性を向上させるものである。
	③事業内容	・道路整備 (新設) 延長 L=2660m 標準幅員 W= 12m
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本路線は、正蓮寺川周辺地域に集積する公共施設等を結ぶ歩行者ネットワークの基軸を形成し、広域避難場所に位置付けられている高見地区へのアクセスルートとして、地域の防災性を向上させるものであるため、事業の必要性は高い。 建設局運営方針において、街路事業については、事業中路線の選択と集中を行い、一定期間内に事業効果の発現が見込める路線を重点整備路線として、平成24年度までに完成・概成させるとしている。また、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するため防災環境軸の核となる路線を完了期間宣言防災路線として重点的に整備するとしている。 本事業は、重点整備路線等には位置付けていないものの、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるため、着実に事業を進める必要がある。
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <p>①直接的利用価値 (直接的に公園を利用することによって生じる価値) 健康増進、レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など</p> <p>②間接的利用価値 (間接的に公園を利用することによって生じる価値) 季節感を享受できる景観の提供、火災延焼防止・遅延、二酸化炭素の吸収など</p> <p>[受益者]</p> <p>・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済</p>
	③費用便益分析	<p>[算出方法]</p> <p>「改訂第2版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」国土交通省 *本路線は、正蓮寺川公園内に位置し公園園路としての機能を有していることから、公園との一体施設として費用便益分析を実施している。</p> <p>[分析結果]</p> <p>費用便益比 B/C=16.72 (総便益 B:2,024億円、総費用 C:122億円)</p>
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な歩行者及び自転車空間の確保 ：国道43号、河川による地域分断解消 正蓮寺川沿線の公共施設等の歩行者ネットワークの形成 都市の防災性の向上 ：広域避難場所に指定されている高見地区へのアクセス性の向上 <p>[受益者]</p> <p>・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済</p>
	⑤事業の必要性	本路線は、公園と一体的に正蓮寺川歩行者専用道の整備を実施するものであり、費用便益分析については、正蓮寺川公園と一体で考えることが適当であると考えている。その結果は、費用便益比が16.72と投資効果が十分見込める事業であると判断している。更に、正蓮寺川周辺地域には、区役所や私鉄駅等公共施設、広域避難場所と位置付けられている高見地区があり、それぞれの施設間の歩行者ネットワーク形成やアクセス性の向上を図るといった、定量的な便益に換算していない効果も有しており、本事業の必要性は高まっている。なお、本路線は、正蓮寺川総合整備事業の一環として他事業と連携し、関連事業の進捗に併せて事業実施を進める必要がある。

	事業開始時点 (平成16年1月)	再評価時点 (平成23年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業採択年度 平成15年度 着工予定年度 平成20年度 完了予定年度 平成26年度	事業採択年度 平成15年度 着工予定年度 平成25年度 完了予定年度 平成32年度
	②事業規模	道路整備：2,660m	道路整備：2,660m
	うち完了分	—	道路整備：0m
	進捗率	—	工事進捗率 0% (面積ベース)
	③総事業費	23億円	23億円
	うち既投資額	—	7.1億円
	進捗率	—	31%
	④事業内容の変更状況とその要因	—	
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	<p>本事業を含む、正蓮寺川総合整備事業は、特記事項に記載しているとおり、多岐に渡る関連事業が輻輳しており、当初より長期にわたる事業となっている。</p> <p>また、本路線は、正蓮寺川公園内の園路としての機能を有し、公園と一体的に工事進捗を図ることが必要であり、併せて、歩行者専用道を含む公園の面積が約18.8haと広大なため、工事施工においても相応の期間を必要とするものである。</p> <p>現在、各事業者により基盤整備が進められているが、環境対策等について関係者協議に多大な時間を要しているため、工事進捗に遅延が生じており、これにより、基盤整備完了後に着手する本路線にも影響を及ぼしている。</p>	
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	特になし	
⑦今後の事業進捗の見通し	<p>本路線は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、引き続き関連事業の工事進捗を勘案しながら、予算の範囲内で、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である平成32年度の事業完了を目指す。</p>		
5 事業の優先度の視点	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得率が高く、整備効果が早期に発現できる路線を「重点整備路線」、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するための防災環境軸の核となる路線を「完了期間宣言防災路線」として位置付け、完了時期を宣言し、重点的に財源を投入する。重点整備路線以外のその他の路線のうち、進捗率が高い、あるいは事業遅延による影響が大きい路線については、予算の範囲内で継続的に事業実施を行うものとし、それ以外の路線については、限定的な事業実施にとどめる。 ・本事業は、重点整備路線には位置付けられていないものの、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるため、着実に事業を進める必要がある。 		
	<p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本路線は沿線の各施設を繋ぐ歩行者ネットワークの基軸を形成するとともに、広域避難場所である高見地区までのアクセスルートとして、防災上も重要な路線であり、地元住民からも早期整備を求められているが、歩行者ネットワークの形成及び防災機能の発揮が遅れる。 ・歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れる。 		
6 特記事項	<p>正蓮寺川総合整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路事業（阪神高速淀川左岸線の整備）：阪神高速㈱ ・河川事業（河川機能代替え施設として暗渠、締切堤及び水門等の整備）：大阪府 ・下水道事業（抽水所、暗渠の整備） ・公園事業（正蓮寺川公園の整備） ・街路事業（正蓮寺川歩行者専用道の整備） <p>：大阪市</p>		
7 対応方針 (原案)	<p>「事業継続（評価B）」</p> <p>本路線は正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業である河川事業や高速道路事業、下水道事業、公園事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、関連事業の進捗を勘案しながら、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、平成32年度の事業完了を目指す。</p> <p>以上により「事業継続（B）」とする。</p>		